

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 39 回食品衛生部会 (CCFH)

日時 : 2007 年 10 月 30 日 (火) ～11 月 4 日 (日)

場所 : ニューデリー (インド)

仮議題

1.	議題の採択
2.	コーデックス総会及びその他の部会から食品衛生部会への付託事項
3.	FAO/WHO 合同微生物学的リスク評価専門家会議 (JEMRA) の経過報告及び関連事項
4.	乳幼児用調製粉乳に関する衛生実施規範原案 (ステップ 4)
5.	食品安全管理手法の妥当性確認に関するガイドライン原案 (ステップ 4)
6.	調理済み食品中のリステリア・モノサイトジェネスに関する微生物学的規準 (ステップ 4)
7.	ブロイラー (若鶏) 中のカンピロバクター及びサルモネラ属菌の管理のためのガイドライン原案に関する討議文書
8.	微生物学的リスク管理の実施に関する原則及びガイドライン : 附属文書Ⅱ : 微生物学的リスク管理メトリックス (数的指標) に関する指針 (ステップ 4)
9.	その他の事項及び今後の作業
(a)	食品衛生部会における作業の優先順位決定に関する特別作業部会報告の検討
10.	次回会合の日程及び開催地
11.	報告書の採択

※標記会合に先立ち、2007 年 10 月 29 日 (月) に「CCFH における作業の優先順位決定に関する特別作業部会」が開催される予定。

第 39 回食品衛生部会（CCFH）の主な検討議題

日時：2007 年 10 月 30 日（火）～11 月 4 日（日）

場所：インド（ニューデリー）

主要議題の検討内容

仮議題 4. 乳幼児用調整粉乳に関する衛生実施規範原案（ステップ 4）

乳児用調製粉乳、医療用の乳幼児用特殊調製粉乳、母乳強化剤及びフォローアップミルクに関する具体的な衛生実施と微生物規準に焦点をあてて、衛生実施規範案を検討しているもの。本年 6 月に開催された物理的作業部会では、微生物による感染のリスクが特に高い 12 ヶ月齢以下の乳児用の調製粉乳と、12 ヶ月齢以上の乳幼児用のフォローアップミルク類の 2 つに分けてそれぞれ付属文書を作成すること、また前者には *E. sakazakii* とサルモネラ属菌、後者にはサルモネラ属菌の微生物規準を設定すること及び両者の製造施設において mesophilic Aerobic bacteria(中温好気性菌)及び Enterobacteriaceae（腸内細菌科）を指標菌とした工程衛生管理を行うことが合意されている。

FAO/WHO 合同専門家会議の検討結果を踏まえた、科学的に妥当な内容となるよう、対応したい。

仮議題 5. 食品安全管理手法の妥当性確認に関するガイドライン原案（ステップ 4）

本議題は、定められた食品衛生管理手法が妥当なものであるか否かを評価するためのガイドライン案を検討しているものである。本年 6 月に開催された物理的作業部会が作成した原案では、「妥当性確認（validation）」、「モニタリング（monitoring）」及び「検証（verification）」の関係の明確化に関する記述、妥当性確認を明確に理解するための 6 つの例示等が盛り込まれている。

基本的に原案を支持する方向で対応したい。

仮議題 6. 調理済み食品中のリステリア・モノサイトジェネスに関する微生物学的規準（ステップ 4）

本年 7 月のコーデックス総会で採択された「調理済み食品中の *Listeria monocytogenes* の管理における食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン」の付属文書として、調理済み食品中（Ready-to-eat foods, RTE）の *L. monocytogenes* の微生物学的規準を検討しているもの。本年 6 月に開催された物理的作業部会が作成した

原案では、微生物学的規準の設定が不要な RTE（容器包装後に殺菌され、その後の再汚染がおこらない食品等）を除いた後、*L. monocytogenes* が増殖できる食品と増殖できない食品の 2 つのカテゴリーに分け、それぞれに対して *L. monocytogenes* の規準が提案されている。

規準設定の科学的根拠等について情報収集に努め、科学的に妥当な基準が設定されるよう対応したい。

仮議題 8. 微生物学的リスク管理の実施に関する原則及びガイドライン：付属文書

Ⅱ：微生物学的リスク管理メトリックス（数的指標）に関する指針（ステップ4）

本年 7 月のコーデックス総会で採択された「微生物学的リスク管理の実施に関する原則及びガイドライン」の付属文書Ⅱとして検討されているもの。2004 年に定義が採択された食品安全目標値（FSO）、達成目標値（PO）、達成規準（PC）等の概念を用いた、リスクに基づく微生物リスク管理の実施方法について検討しているものである。

本年 6 月に開催された物理学的作業部会が作成した原案では、前回会合時の指摘を受けて、CCFH の目的に適うよう、過度に技術的な記載が取り除かれ、比較的シンプルな形にまとめられている。

FSO 等の概念に基づく微生物学的リスク管理については、まだ各国の経験が乏しいことから、本指針に基づき各国の経験が得られた段階で、将来的に内容の見直しをすることもあり得るとの立場で、基本的に原案を支持する方向で対応したい。